

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和6年3月31日

別海町集落

集落長 齊 藤 春 雄

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1). 現況

本地域は、酪農専業地帯であり、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2). 目標

1を踏まえ、本地域では、農業生産活動を継続する取組をはじめ、農村環境の整備、新規就農者等への助成により、多面的機能の発揮の促進を図り、持続的な農業生産を可能とする地域を形成していく。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）		
		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
		法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
○	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

② 実施区域

別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

- ・集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

- ・集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

- ・集落協定「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

- ・集落協定「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。

〈施行注意〉

記入内容が集落協定もしくは個別協定と重複する場合は、「2 (1) ②実施区域」、「2 (2) 活動の内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(中山間地域等直接支払に係る集落協定)

ふりがな	べつかいちょうしゅうらく
組織名	別海町集落
ふりがな	さいとう はるお
代表者氏名	斉藤 春雄
ふりがな	のつけぐんべつかいちょうべつかいときわちょう280ばんち
所在地	野付郡別海町別海常盤町280番地

I.	地区の概要（共通）
----	-----------

<活動の計画>

☐	II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙
☒	III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙 1
☐	IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
☐	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更	計画変更
農地維持支払	年度	年度	年	年度	年度	年度
資源向上支払 (共同)	年度	年度	年	年度	年度	年度
資源向上支払 (長寿命化)	年度	年度	年	年度	年度	年度
中山間地域等 直接支払	令和2年度	令和6年度	5 年	令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境保全型農業 直接支払	年度	年度	年	年度	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※ 1										計	遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限
		田		畑		草地		採草放牧地				
	多面支払	a		a		a				a	a	円
	中山間 直払	a		(342, 448 a) 342, 333a		(5, 909, 127 a) 5, 908, 933a		a		(6, 251, 575 a)	a	(725, 078, 658 円)
		傾斜		傾斜		傾斜		傾斜		6, 251, 266 a		725, 062, 516円
農地 面積	環境 直払※ 2	a										円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面支払と中山間直払交付金との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
(6,251,575 a)
6,251,266 a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

< 施行注意 >

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別紙 1)

2 号事業様式
(中山間地域等直接支払交付金)

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

役職名等	氏名	役職名等	氏名
集落長	斉藤 春雄	監事	細谷 孝行
副集落長	原内 修	監事	宍戸 一哉
副集落長	木村 謙		

注）事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

氏 名	実施要領の第6の1の(2)の アの(ウ)の役割	活動の対象地区又は 施設	活動内容
(株)サイトウファーム	(ア)	集落全体	集落活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを主に行う
高橋 友裕	(ア)	集落全体	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(有)たんぼぼ牧場	(ア)	集落全体	集落活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを主に行う
齊藤 亮	(ア)	集落全体	集落活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを主に行う
ヤマギシズム別海	(ア)	集落全体	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(有)別海水沼ファーム	(ア)	集落全体	集落活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)Diary Holsteins	(ア)	集落全体	集落活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを主に行う
五石 裕一	(ア)	集落全体	集落活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを主に行う
(有)デイリーサポート別海	(イ)	別海地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
桐島 広樹	(ウ)	別海地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(有)ホープスター	(イ)	別海地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
青木 岳	(イ)	別海地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
小野 佑太	(イ)	別海地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
志賀 理	(イ)	別海地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(有)ブラックリリーファーム	(イ)	別海地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
近津 義尊	(イ)	中西別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
長谷川 幸一	(イ)	中西別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(有)オードリーファーム	(イ)	中西別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
佐々木 純	(イ)	中西別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
高桑 隼人	(イ)	上風連地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)森重ファーム	(イ)	上風連地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)まろにえふあーむ	(イ)	上風連地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
松田 康宜	(イ)	上風連地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
志賀 優大	(イ)	別海地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
浦部 雄一	(イ)	別海地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
松田 健児	(イ)	別海地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
酒井 里美	(イ)	別海地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
菊地 正明	(ウ)	別海地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う

清野 和経	(ウ)	別海地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
塚原 恵一	(ウ)	別海地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)FLAT FARM	(ウ)	別海地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
小倉 正弘	(ウ)	中西別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)粋な搾り屋	(ウ)	中西別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
羽石 正憲	(ウ)	中西別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
藤田 浩義	(ウ)	中西別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
野村 一之	(ウ)	中西別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
青山 晃彦	(ウ)	上風連地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
森重 直治	(ウ)	上風連地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
古賀 かつ代	(ウ)	上風連地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
山崎 孝二	(ウ)	上風連地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)菅野牧場	(ウ)	別海地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
清實 宏之	(ウ)	別海地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
早坂 一彦	(ウ)	上風連地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
早坂 良太	(ウ)	上風連地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
原内 修	(ア)	集落全体	集落活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを主に行う
佐藤 孝徳	(イ)	豊原地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
尾形 徹	(イ)	美原地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
長野 清志	(イ)	美原地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
久慈 真咲	(イ)	中春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
浦山 武志	(イ)	豊原地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
片野 大介	(イ)	中春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
上田 泰治	(イ)	豊原地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
佐藤 貴志	(イ)	中春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)Farming Story	(ア)	集落全体	集落活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)大門牧場	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
渡部 健一	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)木村牧場	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
大野 貴広	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
佐藤 進一	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
村上 達也	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
渡部 義展	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
大平 伸志	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)U I F	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)藤本Family's farm	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
渡辺 清照	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
谷 雅之	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)クオリティ・オブ・ライフ	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)どんぐり牧場	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)竹花牧場	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
佐藤 悠	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う

石井 哲雄	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
長谷部 正	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(株)森井牧場	(イ)	西春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
斉藤 俊英	(ウ)	西春別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(有)菅野牧場	(ウ)	上春別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(有)アイファーム	(ウ)	上春別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(有)林牧場	(ウ)	上春別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
岸本 正明	(ウ)	上春別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(有)細谷牧場	(ウ)	上春別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
大西 政明	(ウ)	上春別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
前嶋 敏浩	(ウ)	上春別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
(有)原田ファーム	(ウ)	上春別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
細谷 孝行	(ア)	上春別地区	集落活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを主に行う
藤本 拓也	(イ)	上春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
安永 弘幸	(イ)	上春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
佐々木 信雄	(イ)	上春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
古川 陽太	(イ)	上春別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
穴戸 一哉	(ア)	集落全体（大成地区）	集落活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを主に行う
石毛 剛	(イ)	大成地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
荻田 憲幸	(ウ)	大成地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
熊坂 修一	(ア)	集落全体（本別地区）	集落活動の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを主に行う
蛭田 健太郎	(イ)	本別地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
松本 貴志	(ウ)	本別地区	共同取組活動実施にあたって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う
岩松 誠	(イ)	浜中酪協地区	集落活動の実施に当たって地区の企画・立案・取りまとめを主に行う

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数 (人)	協定参加者数 (人)	協定参加者に占める中核的リーダーの割合 (%)
94	613	15.33%

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該 当	内 容
(1) 農用地	
○	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
○	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
	④その他（ ）

該 当	内 容
(2) 水路・農道等	
	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
○	③その他（別途の規約） 農道の草刈等環境整備は多面的機能支払交付金活動組織が行う。

第3 協定対象となる農用地

(基本分)

(単位：㎡)

項 目																	
	協定農用地面積	田				畑				草地				採草放牧地			
		面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限 額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限 額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限 額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限 額
協定全体			急傾斜				急傾斜				急傾斜				急傾斜		
			緩傾斜				緩傾斜				緩傾斜				緩傾斜		
			小区画・ 不整形				特認基準				高齢化 率・耕作 放棄率				交付対象 外(混在 地)		
	440,375,911		草地比率 の高い草 地				草地比率 の高い草 地			440,375,911	草地比率 の高い草 地	#####	725,062,516		草地比率 の高い草 地		
			高齢化 率・耕作 放棄率				高齢化 率・耕作 放棄率				高齢化 率・耕作 放棄率				高齢化 率・耕作 放棄率		
	141,751,064		交付対象 外			34,233,358	交付対象 外	-	-	107,518,306	交付対象 外	-	-		交付対象 外		
計	625,126,675				34,233,358			-	540,893,317			725,062,516					

注) 交付上限額は、面積×上限単価とする。

(加算措置に取り組む場合)

1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/20以上	畑 15度以上	田 1/10以上	畑 20度以上			
				10,000		
				9,000		
				14,000		
				13,000		

注1) 上限単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (㎡)		上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/10以上	畑 20度以上			
		6,000		
		5,000		

注1) 上限単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

3 集落協定広域化加算

集落協定広域化加算							
面積（㎡）				上限単価 （円/10a）	面積×上限 単価 （円）	面積×上限 単価の計 （円）	加算上限額 （円）
田	畑	草地	採草放牧地				
				3,000			
				2,000			

注1) 上限単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

複数集落の統合状況

連携した集落名	既協定	対象農用地面積
合計		

注) 第4期対策に取り組んでいた集落は既協定欄に○を記載する。

4 集落機能強化加算

集落機能強化加算							
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限 単価 (円)	面積×上限 単価の計 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地				
				3,000			
				2,000			

注1) 上限単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

5 生産性向上加算

生産性向上加算							
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限 単価 (円)	面積×上限 単価の計 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地				
				3,000			
				2,000			

注1) 上限単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

	目指すべき将来像
○	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
○	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載）

注）④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策		活動計画（目標）
	機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
	高付加価値型農業	
	農業生産条件の強化	
	担い手への農地集積	
	担い手への農作業の委託	
○	新規就農者等による農業生産	町内の酪農研修施設等において毎年3組6名程度の研修生を受入れし、研修後の新規就農に向けた各種取組を実施する。併せて、酪農後継者の確保に努める。 目標戸数：15戸
	地場産農産物等の加工・販売	
	消費・出資の呼び込み	
	共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
○	その他（自由記載）	計画的な草地整備を実施し、集落で事業費の一部を助成することにより、本町の自給飼料作物の作付面積を確保し、生産性及び品質の向上を図る。 目標面積：5000ha

注）体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

☒ 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
○	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
○	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥限界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。
	⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
○	⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
○	⑩その他 （農用地の適正な維持管理のため農用地データを整備する。） （農業生産基盤の強化、補改修等の基盤整備を実施する。） （農業環境保全のため廃プラスチック等の共同収集運搬を実施する。） （災害時における安定的な農業活動のための災害対策を実施する。） （担い手確保対策・人材育成のための取組を実施する。） （農用地を維持する生産者の労働環境の改善に向けた取組を実施する。） （農作業の省力化及び効率的な営農による農業経営基盤強化のため共同機械を整備する。） （継続的な農業生産活動のため共同牧場の整備を実施する。） （家畜環境衛生強化のための取組を実施する。） （生産性・収益の向上を図るため牛乳・乳製品消費拡大に取り組む。）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
①水 路	ア) 水路清掃（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
②農 道	ア) 簡易補修（ ）、イ) 草刈り（○）、ウ) その他（ 定期的な巡回点検・清掃等 ）
③その他	

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
○	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
○	⑩その他 （河川周辺の植林等を実施する。） （各地域会館等への植栽・除草・草刈等各種環境整備により景観保全及び多面的機能の増進を図る。）

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注）上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・ 作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・ 共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

第7 交付金の使用方法等

- 1 交付金は、集落を代表して

別海町集落長 齊藤春雄

 が市町村より受け取る。
- 2 次の通り支出する。（詳細は別紙1 附帯説明資料のとおり）

	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同取組活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費	集落役員等活動経費	32,396,300
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	農用地等保全体制整備・担い手の育成	135,591,834
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費		
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	農用地に関する事項・多面的機能を増進する活動・生産性収益の向上・担い手の育成	197,006,970
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	3のとおり	65,019,113

3 交付金の積立・繰越に係る計画

- ① 交付金の積立
- (ア) 積立計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
積立予定額	84,000,000	17,000,000	4,000,000	15,519,113	—
積立累計額	84,000,000	101,000,000	105,000,000	120,519,113	120,519,113

(イ) 取り崩し予定等

- 取り崩し予定年度：

4～6

年度（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額：

120,519,113

円
- 使途：

令和4年度	中山間システム面積測定等更新業務委託 3,000,000円 エゾシカ有害駆除 10,000,000円 公共牧場整備事業 3,000,000円 取崩し額計16,000,000円
令和5年度	中山間システム面積測定等更新業務委託 2,000,000円 エゾシカ有害駆除 10,000,000円 公共牧場整備事業 8,500,000円 河川流域環境保全対策事業 1,000,000円 家畜自衛防疫組合運営費助成事業 18,000,000円 取崩し額計39,500,000円
令和6年度	オルソ画像作成及び中山間システム更新事業 2,000,000円 中山間システム用パソコン更新業務 2,000,000円 中山間システム面積測定等更新業務委託 2,000,000円 エゾシカ有害駆除 10,000,000円 公共牧場整備事業 17,000,000円 河川流域環境保全対策事業 1,000,000円 共同機械購入 1,019,113円 家畜自衛防疫組合運営費助成事業 30,000,000円 取崩し額計65,019,113円

に要する経費（具体的に記入）

② 次年度への繰越

○ 繰越予定年度： 6 年度（当該年度の翌年度）

○ 繰越予定額： 347,928,789 円

○ 使途： R6草地整備事業、廃プラスチック等の共同運搬等に要する経費（具体的に記入）

4 次のとおり支出する。

個人配分分	金 額	
	(配分割合： 50 %)	
	360,915,784	円

(c)

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）
集落戦略を作成する。

該 当	取 り 組 む べ き 事 項
○	別紙様式2に定める集落戦略を令和6年度までに作成する。

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現状	達成目標
	①棚田地域振興活動加算	年度～ 年度		
	②超急傾斜農地保全管理加算	年度～ 年度		
	③集落協定広域化加算	年度～ 年度		（人材の確保後記入） 氏名等 ○○ ○○
	④集落機能強化加算	年度～ 年度		
	⑤生産性向上加算	年度～ 年度		

注1）現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2）達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。